

# 使える消費者契約法

～事例で学ぶ改正法の活用法～



平成28年・30年に、消費者契約法は重要な改正が行われました。本年6月からは、平成30年改正も施行されます。

本シンポジウムでは、今、起こっている相談事例をもとに、改正消費者契約法の活用の仕方について考えます。

必見のシンポジウムです！

日時

2019.3.16 (土)

13:00から16:30

【12:30 開場】

場所

大阪弁護士会館 10階

(会議室1001、1002)

※公共交通機関でお越しください。

申込  
不要

入場  
無料

内容

## 第1部 基調講演

「改正消費者契約法の運用と課題」

河上正二教授 (青山学院大学法務研究科、内閣府消費者委員会前委員長)

## 第2部 事例で学ぶ改正法！

消費生活相談員と弁護士が実際の事例を用いながら、改正消費者契約法の正しい活用方法を解説します。登壇者：●消費生活相談員、山本健司弁護士、加藤進一郎弁護士、増田朋記弁護士他



### 【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口(1) から 徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1番出口から 徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分